

## 動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

○ 改正内容のうち、動物取扱業に関係する項目を抜粋してお知らせします ○

### 令和2年6月1日に施行される内容

#### ■ 第一種動物取扱業者の登録拒否事由が追加されました（法第12条第1項）

##### ・登録拒否事由の追加

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 など

##### ・登録の取消し等による登録拒否期間の延長（2年→延長）

##### ・登録拒否の対象となる関連違反法令の拡大

外国為替及び外国貿易法による罰金刑以上の刑 など

#### ■ 動物の販売場所が事業所に限定されました（法第21条の4）

・動物の販売業者については、あらかじめ、購入しようとする者（第一種動物取扱業者以外）に対して、事業所において、現物確認及び対面説明をしなければなりません。

#### ■ 動物に関する帳簿の備付け等（法第21条の5、第24条の4）（施行令第2条）

（施行規則第10条の2、第10条の3、第10条の10）

##### <帳簿の備付け>

・帳簿の備付けが必要な業種：**第一種動物取扱業者（販売業・貸出業・展示業・譲受飼養業）**  
**第二種動物取扱業者（犬猫の譲渡し業）**

##### ・記載する事項

- (1) 動物の品種等の名称
- (2) 動物の繁殖者の氏名（名称）・登録番号または所在地
- (3) 動物の生年月日
- (4) 動物を所有又は占有するに至った日
- (5) 動物を当該動物販売業者等に販売（譲渡）した者の氏名（名称）・登録番号または所在地
- (6) 動物の販売（引渡し）をした日
- (7) 動物の販売（引渡し）の相手方の氏名（名称）・登録番号または所在地
- (8) 動物の販売（引渡し）の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
- (9) 【販売業者】動物の販売を行った者の氏名
- (10) 【販売業者】動物の販売に際しての情報提供・顧客による確認の実施状況
- (11) 【貸出業者】動物に関する情報提供の実施状況・動物の貸出の目的・期間
- (12) 動物が死亡した日（飼養又は保管している間に死亡した場合）
- (13) 動物の死亡した原因（飼養又は保管している間に死亡した場合）

・犬猫を取り扱う者：所有（占有）する個体ごとに記載

その他の動物を取り扱う者：所有（占有）する動物の品種等ごとに記載

・帳簿の保存期間：5年間

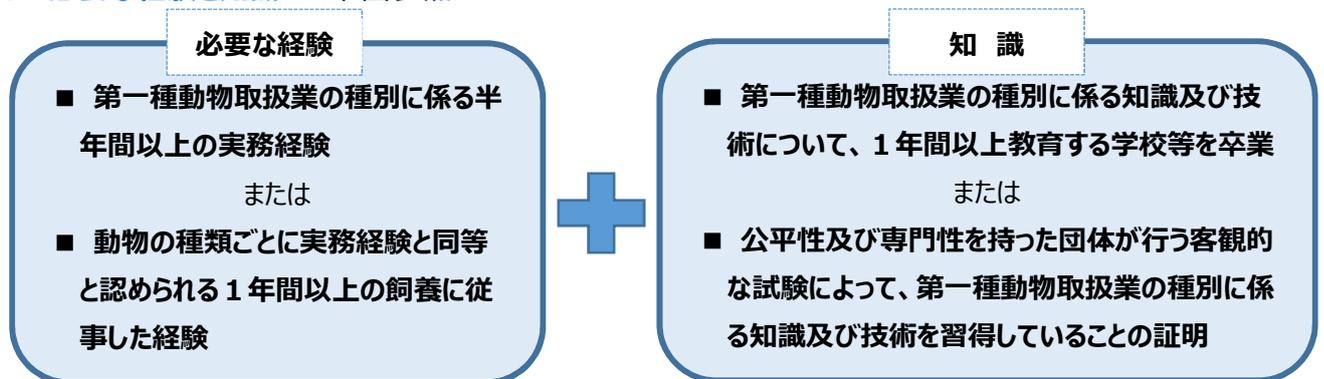
##### <定期報告>

・第一種動物取扱業者（販売業・貸出業・展示業・譲受飼養業）：毎年5月30日までに、前年4月1日から3月31日までの状況を**動物販売業者等定期報告届出書（様式11の2）**に記載し、管轄保健所長に提出しなければなりません。

## ■ 動物取扱責任者の選任要件が厳格化されました（法第 22 条）（施行規則第 9 条）

・以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ✓ 獣医師又は愛玩動物看護師の免許を取得
- ✓ 必要な経験と知識 ※下図参照



※ 令和 2 年 6 月 1 日より前に既に第一種動物取扱業の登録を受けている方は、3 年間（令和 5 年 5 月 31 日まで）はこれまでの要件により動物取扱業者を選任することができます。

## ■ 勧告に従わなかった業者の公表（法第 23 条第 3 項、第 24 条の 4）

・保健所長は、勧告を受けた業者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができるようになりました。

## ■ 第一種動物取扱業の登録取消後の勧告等（法第 24 条の 2）

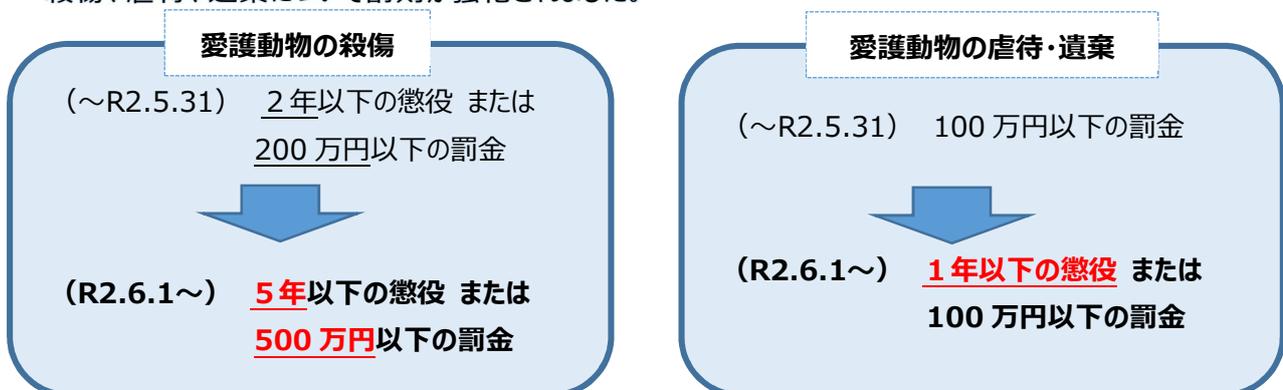
・保健所長は、第一種動物取扱業の登録を取り消した後も 2 年間は、動物の不適正な飼養または保管により動物の健康及び安全が害されることや、周辺的生活環境の保全上の支障が生じることを防止するため、**勧告、命令、報告の徴収、立入検査**ができるようになりました。

## ■ 特定動物（危険な動物）に関する規制が強化されました（法第 25 条の 2、第 26 条）

- ・特定動物が交雑して生じた動物も、特定動物として扱われます。
- ・令和 2 年 6 月 1 日以降に、**あらたに、愛玩目的での特定動物の飼養・保管することは禁止されました。**

## ■ 動物虐待の罰則が引き上げられました（法第 44 条）

・殺傷、虐待、遺棄について罰則が強化されました。



## 公布（令和元年6月19日）から2年以内に施行される内容

### ■ 環境省令等で定める第一種動物取扱業者の遵守基準（法第21条第2項）

- ・遵守すべき事項として7項目が規定されます。
- ※ 現在、内容は、国の検討会において検討されているところです。

### ■ 幼齢の犬または猫に係る販売等の制限（法第22条の5）

- ・犬猫等販売業者（販売の用に供する犬または猫の繁殖を行う業者に限る）は、**出生後56日を経過しない犬または猫を販売することができなくなります。**

#### 天然記念物指定犬の特例措置

- ・天然記念物に指定された犬（指定犬※）の繁殖を行う犬猫等販売業者が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合については、出生後49日を経過したもの
- ※ 秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

## 公布（令和元年6月19日）から3年以内に施行される内容

### ■ マイクロチップの装着・登録義務等（法第39条の2～第39条の26）

- ・犬猫等販売業者は、犬・猫にマイクロチップを装着すること・情報登録することが義務化されます。
- ※ 一般の飼い主：飼っている犬・猫のマイクロチップ装着・情報登録は努力義務  
マイクロチップの情報登録を受けた犬猫の登録の変更については義務

- 動物愛護管理法の改正、動物取扱業について詳しくは事業所の所在地を管轄する保健所にお問い合わせください。

#### <香川県>

- **東讃保健所 衛生課**（管轄区域：さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町）  
所在地：さぬき市津田町津田 930-2 TEL：0879-29-8272
- **小豆保健所 衛生課**（管轄区域：土庄町、小豆島町）  
所在地：小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 TEL：0879-62-1374
- **中讃保健所 衛生課**（管轄区域：丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町）  
所在地：丸亀市土器町東八丁目 526 TEL：0877-24-9964
- **西讃保健所 衛生課**（管轄区域：観音寺市、三豊市）  
所在地：観音寺市坂本町七丁目 3番 18号 TEL：0875-25-4383

#### <高松市内に事業所がある場合>

#### 高松市保健所生活衛生課

所在地：高松市桜町一丁目 10-27 電話：087-839-2865

